気候変動の影響への適応計画の 平成 29 年度施策フォローアップ報告書

平成30年9月10日

気候変動の影響への適応に関する 関係府省庁連絡会議

目次

1. 育贡	 ı
2.フォローアップの方法	 1
3. フォローアップの結果概要 (1) 平成 29 年度に実施した施策の進捗状況 (2) 施策の進捗状況を把握するための指標	 2
4. 今後のフォローアップに向けた課題と方向性	 5
(別表)適応計画の施策群と担当府省庁・関係府省庁	 7

<別添資料1> 平成29年度に実施した施策のフォローアップ個票

<別添資料2> 平成29年度に実施した施策における指標一覧

1. 背景

気候変動の影響への適応計画(平成 27 年 11 月 27 日閣議決定。以下「適応計画」という。)において、「不確実性を伴う長期的な課題である気候変動の影響に対して適切に対応するためには、本計画の進捗状況及び最新の科学的知見の把握を継続して行い、本計画の進捗管理を行うことが必要である。」とされている。

これを受け、平成29年10月11日に、平成28年度に実施した施策について「気候変動の影響への適応計画の試行的フォローアップ報告書」(以下「試行的フォローアップ報告書」という。)を取りまとめ、施策群ごとに各府省庁の取組・事業を把握した。また、可能な限り施策の進捗状況を把握するための指標を設定することとし、56の施策群のうち38の施策群において、定量的又は定性的な指標が設定された。

試行的フォローアップ報告書は、「今後も引き続き、連絡会議において同様の方法で適応計画のフォローアップを毎年行い、年度単位で施策の進捗状況を把握・公表していくこととする」としており、これを踏まえて今般、平成 29 年度に実施した施策についてフォローアップを行い、「気候変動の影響への適応計画の平成 29 年度施策フォローアップ報告書」として取りまとめた。

2. フォローアップの方法

平成 29 年度に実施した施策のフォローアップは、前回のフォローアップと同様、 適応計画に掲げられた各施策を担当する各府省庁が、対象となる施策について個票を 作成することで行った。個票は、別表の「適応計画の施策群と担当府省庁・関係府省 庁」に従い、適応計画に掲げられた各施策を 56 の施策群に整理し、それぞれの施策 群ごとに別添資料 1 のとおり作成した。

また、今回のフォローアップでは、試行的フォローアップ報告書で示された方向性に従い、各分野の行政施策のフォローアップ等との整合性に配慮しつつ、原則として全ての施策で進捗状況を把握するための指標を設定することとした。

環境省は、各府省庁が作成した個票を集約し、平成 29 年度に実施した施策の進捗 状況と今後進捗管理を行っていく上での課題等を、各府省庁の協力を得て取りまとめ た。

〇 個票の記載内容

・ 施策群の名称

56 の施策群の通し番号及びその名称 (適応計画第2部各章の節・細目又は第3部の章の名称)。

· 担当府省庁名

各施策群が対象としている分野・項目を主として担当している府省庁。

関係府省庁名

担当府省庁以外で施策を実施している府省庁。

・ 平成 29 年度に実施した内容及び今後の予定

取組名・事業名(予算事業であれば平成29年度予算額も括弧で記載)と、その取組・事業の概要や、関連情報のURL等を記載している。また、原則として全ての施策について、進捗状況を把握するための指標について検討し、その指標の内容と進捗状況を記載している。

3. フォローアップの結果概要

担当府省庁及び関係府省庁が作成した個票は、別添資料1のとおりである。各個票の内容を踏まえ、平成29年度に実施した施策の進捗状況、施策の進捗状況を把握するための指標について整理した。

(1) 平成29年度に実施した施策の進捗状況

適応計画に基づき、それぞれの分野における適応の施策や、基盤的・国際的施策に おいて進捗が確認できた。平成29年度に実施した主な施策は、以下のとおりである。

〇 農業、森林・林業、水産業に関する適応の施策

平成 28 年度に引き続き、温暖化の進行に適する農作物の品種・育種素材、生産安定技術の開発や実証、高温や干ばつ対策を含む農業技術の基本指針の改定、集中豪雨等による山地災害の発生が特に懸念される地域における事前防災・減災対策の推進、海水温上昇による海洋生物の分布域の変化に対応した漁場整備、農業、森林・林業、水産業分野の気候変動影響に関する最新の文献収集などを行った。

また、生産者・実需者等が一体となって地球温暖化に対応する品種・技術を活用する取組の支援等を行った。

〇 水環境・水資源に関する適応の施策

平成 28 年度に引き続き、気候変動による水環境への影響評価、河川・海域等における水質モニタリング、雨水・再生水の利用の促進、渇水対応タイムラインの作成支援、水道事業者による渇水対策マニュアル作成、閉鎖性海域における水質等の将来予測を行うための数値シミュレーションの構築、水環境・水資源分野の気候変動影響に関する最新の文献情報等の収集などを行った。

〇 自然生態系に関する適応の施策

平成 28 年度に引き続き、モニタリングサイト 1000 事業による生態系モニタリングの実施、指定管理鳥獣の捕獲事業、希少種の保護増殖、保護林等の適切な保護・管理、河川を軸とした多様な生息・生育環境を保全・再生する生態系ネットワークの形成に

向けた取組、サンゴ礁生態系保全に向けた取組、赤潮・貧酸素水塊に係る調査研究、 自然生態系分野の気候変動影響に関する最新の文献情報等の収集などを行った。

また、リモートセンシング技術等を活用したサンゴ礁分布調査を行った。

〇 自然災害・沿岸域に関する適応の施策

平成 28 年度に引き続き、堤防・洪水調節施設等の着実なハード整備、水防災意識 社会再構築ビジョンに基づく取組、水害対応タイムラインの策定、災害時における行 政機関の事業継続体制の構築方策の検討、港湾の堤外地における高潮リスク低減方策 の検討、海岸防災林の整備、土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップ作成の促進、 洪水浸水想定区域図等の作成・公表による水害リスク情報の提供、竜巻等突風関連情 報の発表・提供、自然災害・沿岸域分野の気候変動影響に関する最新の文献情報等の 収集などを行った。

〇 健康に関する適応の施策

平成 28 年度に引き続き、熱中症予防情報サイトやリーフレットの配布等を通した 熱中症の注意喚起等の取組、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に基づく取組、 暑熱による死亡率やマラリア等の感染症と気候変動との関係についての調査研究、健 康分野の気候変動影響に関する最新の文献情報等の収集などを行った。

〇 産業・経済活動に関する適応の施策

平成 28 年度に引き続き、適応グッドプラクティス事例集の作成、北極海航路に係る官民連携協議会の開催、外国人旅行者向け災害情報提供アプリの普及促進、産業・経済活動分野の気候変動影響に関する最新の文献情報等の収集などを行った。

〇 国民生活・都市生活に関する適応の施策

平成 28 年度に引き続き、地下駅等の浸水対策、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備、水道の強靱化に向けた施設整備の推進、さくらの開花やかえでの紅葉等の生物季節観測、公共空間・民有地の緑化、住宅・建築物の省エネルギー化の推進等のヒートアイランド対策、国民生活・都市生活分野の気候変動影響に関する最新の文献情報等の収集などを行った。

〇 観測・監視、調査・研究等に関する基盤的施策

中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会が平成 29 年 3 月に取りまとめた「気候変動適応策を推進するための科学的知見と気候リスク情報に関する方針(中間取りまとめ)」を踏まえ、気候変動の影響に関する調査研究等取組を着実に進めた。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき(GOSAT)」の観測データを解析し

て得られた温室効果ガスの全球濃度分布等を国内外に発信するとともに、「統合的気候モデル高度化研究プログラム」を通じた気候モデル開発及び気候変動リスク情報の創出・整備に係る研究開発を推進した。さらに、各地域における適応策の検討や影響評価に資するため、昨年作成・公表した「地球温暖化予測情報第9巻」に基づく各地域の詳細な予測情報を作成し、一部の地域で提供した。

○ 気候リスク情報等の共有と提供に関する基盤的施策

平成 28 年に関係府省庁が連携して構築し、国立環境研究所が運営する「気候変動 適応情報プラットフォーム」が提供する情報を充実させるとともに、影響予測に関す る図やグラフのデータを一括ダウンロードすることが可能とするなど、機能の強化も 行った。

さらに、民間事業者と適応を取り巻く昨今の状況や先進的な民間事業者の取組事例 について広く共有し、民間事業者による適応についての理解を深め、その取組を促進 していくことを目的とし、「民間事業者による気候変動適応促進ワークショップ」を 開催した。

〇 地域での適応の推進に関する基盤的施策

各地域の適応策の立案・推進に貢献するため、「気候変動適応戦略イニシアチブ」 を通じて、適応策の検討に必要な共通基盤となる気候リスク情報等を創出し、地球環 境情報プラットフォームを活用して提供した。また、地域の主要な農林水産物に係る 影響評価や適応策に関する情報を収集し、全国9地域における気候変動への適応に向 けた将来展望(中間取りまとめ)を作成した。加えて、全国の地方気象台等が防災講 演会や出前講座を開催し、気候変動・防災に関する知識の普及啓発を行った。

さらに、関係省庁協力の下で実施している「地域適応コンソーシアム事業」において、各地方公共団体のニーズを踏まえ、地域の農産物・水産資源・水資源・自然災害・生態系・熱ストレス等、26項目の気候変動影響に関する調査を実施するとともに、全国6ブロックで地域の関係者(国の地方支分部局、都道府県・政令市、有識者等)により構成される地域協議会を設置し、情報の共有及び具体的な適応策の検討を進めた。

〇 国際的施策

インドネシア、モンゴル、フィリピン、太平洋島嶼国において、気候変動影響評価や適応計画の策定支援を行うとともに、世界適応ネットワーク(GAN)やアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)を通して、適応に関する知見の共有を行った。また、2020年までに構築を予定している「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」のプロトタイプを COP23 で公表した。

さらに、気候変動の脆弱性リスクに関する取組として、G7 各国関係者や内外の専門

家等を招いた円卓セミナーの開催や「気候変動に伴うアジア・太平洋地域における自然災害の分析と脆弱性への影響を踏まえた外交政策の分析・立案」を公表した。

(2) 施策の進捗状況を把握するための指標

各府省庁において、施策の進捗状況を把握するための指標について検討した結果、56の施策群全て(前回は38施策群)において指標が設定(ただし、当該施策群のうち一部の取組・事業についてのみ指標が設定されている場合もある。)され、うち53施策群(前回は36施策群)については定量的な指標が、27施策群(前回は13施策群)については定性的な指標が設定された。

取組・事業の数で見ても、全 291 の取組・事業のうち、275 の取組・事業(95%の取組・事業)で進捗状況を把握する指標が設定された。また、このうち、207 の取組・事業(71%の取組・事業)で定量的な指標が設定された。

これらの指標の内容及び進捗状況について、別添資料2のとおり取りまとめた。

4. 今後のフォローアップに向けた課題と方向性

今般、昨年度公表した試行的フォローアップ報告書を踏まえて、適応計画の策定後 2回目のフォローアップ作業を行った。フォローアップ報告書の策定・公表は、各府 省庁において適応計画の施策の進捗状況を自ら把握し、必要に応じて施策の見直しに 活用していく機会にするとともに、国民に情報提供をする上で有効に機能するものと 考えられる。

本年6月、第196回国会において「気候変動適応法(平成30年法律第50号)」が成立し、公布された。同法は、本年12月1日に施行される予定となっている。今後は、同法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「気候変動適応計画」が策定される見込みである。同計画のフォローアップについても、これまでの適応計画のフォローアップの経験を踏まえて適切に実施し、施策の進捗状況を把握・公表していくことが重要である。

特に、今回のフォローアップにおいては、各分野の行政施策のフォローアップ等との整合性に配慮しつつ、原則として全ての施策で進捗状況を把握するための指標を設定することとしたことで、各府省庁から多くのアウトプット指標が設定され、施策の進捗状況を把握する上で改善が見られた。今後も各府省庁において適切なアウトプット指標を設定し、進捗状況を把握・公表していくことが適切である。その際、定量的な指標を設定することが望ましいが、施策によっては定性的な指標も活用できるものと考えられる。

また、気候変動適応法第9条に基づき、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況を的確に把握・評価する手法の開発を進めていく必要がある。このため、フォローアップを通じて設定したアウトプット指標の内容を分析するとともに、

適応策のアウトカム指標や評価方法に関する調査研究や、諸外国における適応策の把握・評価手法の検討状況に関する調査等により、分野ごとに適応策の進捗状況の把握・評価手法を開発するなど、我が国にとって適切な把握・評価手法について検討を深めていくこととする。

(別表) 適応計画の施策群と担当府省庁・関係府省庁

【適応計画第2部:分野別施策の基本的方向】

適応計画箇所	番号	施策群	担当府省庁	関係府省庁
第1章第1節		農業に関する適応の基本的な施策		
	1	〇農業生産総論	農林水産省	
	2	〇水稲	農林水産省	
	3	〇果樹	農林水産省	
	4	〇土地利用型作物	農林水産省	
	5	〇園芸作物	農林水産省	
	6	〇畜産	農林水産省	
	7	〇病害虫・雑草・動物感染症	農林水産省	
	8	〇農業生産基盤	農林水産省	
	9	○食料・飼料の安全確保(穀物等の農産品及びその加工品、飼料)	農林水産省	
第 2 節		森林・林業に関する適応の基本的な施策		
	10	〇山地災害、治山・林道施設	農林水産省	
	11	〇人工林	農林水産省	
	12	〇天然林	農林水産省	環境省
	13	〇病害虫	農林水産省	
	14	〇特用林産物	農林水産省	
第 3 節		水産業に関する適応の基本的な施策		
	15	〇海面漁業	農林水産省	
	16	〇海面養殖業	農林水産省	
	17	〇内水面漁業・養殖業	農林水産省	
	18	〇造成漁場	農林水産省	
	19	○漁港・漁村	農林水産省	

適応計画箇所	番号	施策群	担当府省庁	関係府省庁
第 4 節		その他の農業、森林・林業、水産業に関する適応の基本的な施策		
	20	〇地球温暖化予測研究、技術開発	農林水産省	
	21	〇将来予測に基づいた適応策の地域への展開	農林水産省	
	22	〇農林水産業従事者の熱中症	農林水産省	
	23	〇鳥獣害	農林水産省	環境省
	24	〇世界食料需給予測	農林水産省	
第2章第1節	25	水環境に関する適応の基本的な施策	環境省	国土交通省
第 2 節	26	水資源に関する適応の基本的な施策	国土交通省	厚生労働省、農林水産省、
				経済産業省、環境省
第3章第1節	27	陸域生態系に関する適応の基本的な施策	環境省	農林水産省
第2節	28	淡水生態系に関する適応の基本的な施策	環境省	農林水産省、国土交通省
第 3 節	29	沿岸生態系に関する適応の基本的な施策	環境省	農林水産省
第 4 節	30	海洋生態系に関する適応の基本的な施策	環境省	農林水産省
第 5 節	31	生物季節に関する適応の基本的な施策	環境省	農林水産省
第 6 節	32	分布・個体群の変動に関する適応の基本的な施策	環境省	農林水産省
第 4 章第 1 節		水害に関する適応の基本的な施策		
	33	〇災害リスクの評価	国土交通省	
	34	1) 比較的発生頻度の高い外力に対する防災対策	国土交通省	
	35	2) 施設の能力を上回る外力に対する減災対策	国土交通省	内閣府、警察庁、総務省
	36	3)農業分野における対策	農林水産省	
第 2 節		高潮・高波等に関する適応の基本的な施策		
	37	1)港湾	国土交通省	
	38	2)海岸	国土交通省	
	39	3)漁港・漁村・海岸防災林	農林水産省	
	40	4)調査研究・技術開発の推進	国土交通省	

適応計画箇所	番号	施策群	担当府省庁	関係府省庁
第 3 節	41	土砂災害に関する適応の基本的な施策	国土交通省	
第 4 節	42	その他(強風等)に関する適応の基本的な施策	国土交通省	内閣府、農林水産省、環境省
第5章第1節	43	暑熱に関する適応の基本的な施策	環境省	総務省、文部科学省、厚生労働省、
				農林水産省、国土交通省
第 2 節	44	感染症に関する適応の基本的な施策	厚生労働省	環境省
第 3 節	45	その他の健康への影響に関する適応の基本的な施策	環境省	国土交通省
第6章第1節	46	産業・経済活動に関する適応の基本的な施策	経済産業省	厚生労働省、国土交通省、環境省
第 2 節	47	金融・保険に関する適応の基本的な施策	金融庁	環境省
第 3 節	48	観光業に関する適応の基本的な施策	国土交通省	環境省
第 4 節	49	その他の影響(海外影響等)に関する適応の基本的な施策	環境省	経済産業省、国土交通省
第7章第1節	50	インフラ、ライフライン等に関する適応の基本的な施策	国土交通省	警察庁、厚生労働省、環境省
第 2 節	51	文化・歴史などを感じる暮らしに関する適応の基本的な施策	国土交通省	環境省
第 3 節	52	その他(暑熱による生活への影響)に関する適応の基本的な施策	国土交通省	警察庁、文部科学省、環境省

【適応計画第3部:基盤的・国際的施策】

適応計画箇所	番号	施策群	担当府省庁	関係府省庁
第1章	53	観測・監視、調査・研究等に関する基盤的施策	環境省	内閣府、総務省、文部科学省、
				農林水産省、国土交通省
第2章	54	気候リスク情報等の共有と提供に関する基盤的施策	環境省	内閣府、文部科学省、農林水産省、
				国土交通省
第3章	55	地域での適応の推進に関する基盤的施策	環境省	総務省、文部科学省、農林水産省、
				国土交通省
第 4 章	56	国際的施策	環境省	外務省、財務省、文部科学省、
				農林水産省、経済産業省、
				国土交通省